

浜田地区広域行政組合職員の職名に関する規則

平成9年3月31日

規則第8号

改正 平成11年3月31日 規則第3号 平成17年9月30日 規則第6号

平成18年10月13日 規則第3号 平成19年3月30日 規則第6号

平成26年3月31日 規則第4号

第1条 浜田地区広域行政組合職員定数条例（平成9年浜田地区広域行政組合条例第8号）に規定する職員の職名等については、法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条 職員の職名は、事務局長、会計管理者、課長、課長補佐、係長、専門員、企画員、主任主事、主任技師、主事及び技師とし、その業務の内容を表す必要のあるものは、その名称を冠するものとする。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第3号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日規則第6号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年10月13日規則第3号）

この規則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第6号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。